

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 (第119回)
主なご意見

1. 認定日本語教育機関の認定基準等に関すること

全体的事項に関すること

- 認定日本語教育機関を認定することと、日本語教育に対する企業あるいは社会全体の認識を変えていくことは車の両輪として取り組むべき。
- 「就労」と「生活」を例外条項で示すのではなく、学校を主体としたものとそれ以外を主体としたものとで分けて示すべき。

教育課程に関すること

- フルオンラインクラスについて、日本語教室の空白地域への対応や今後日本語学校の海外展開が期待されることから、必要性が高いと考えられるため、3/4の制限は無くすべき。
- 対面だからできることをしっかり加えた上で、対面の利点とオンラインの利点をベストマッチさせる観点からは、3/4が妥当である。
- 質の保証も確立された方法がないと難しく、3/4であってもオンライン教育を含めるという記述がされたということは、現実的に見ると前進している。前回の小委員会で報告があったオンライン日本語教育の報告でも、機関によっては学習者の能力評価についての課題や施設・設備上の課題などもまだあると認識しており、制度開始時は、フルオンラインについては、認定基準外のコースとしての実践例を蓄積し、一定の評価をおこなってから検討しても良いのでは。

生徒への学習上・生活上の支援体制について

- 「災害等で教育を継続することが困難な事態」となった場合に、日本語教育機関が個々に対応するのは難しいのではないか。

2. 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関すること

全体的事項に関すること

- 登録日本語教員養成機関としてのみ登録する場合、実践研修機関との協定や連携についての要件も検討すべきではないか。
- 大学の養成講座（特に副専攻課程）の実態を把握したうえで、連合大学という養成課程の在り方が可能なのか検討してほしい。

実践研修の指導者・養成課程の教授者の要件に関すること

- 登録実践研修機関の指導者と、登録日本語教員養成機関の教授者の要件について、専門性や実務を勘案して幅広く認めるべき。
- 登録実践研修機関の指導者と、登録日本語教員養成機関の教授者の要件について、広く認めるべきだとは思いますが、日本語教育の実態を理解した者が望ましい。

実践研修の方法に関すること

- オンラインによる実践研修について、出発段階においては、まずは対面を基本とするのが適当で、実際にオンラインの必要が現場で発生したタイミングで制度を変えていく方向が望ましいのではないかと。

教壇実習に関すること

- 実習先として、認定日本語教育機関とその他の多様な日本語教育機関とを同列に扱ってよいかどうかは検討すべき。
- 「1年に指導する受講者の数は20人を超えていないか」について、1年に20人は厳しすぎるが、緩めすぎるのも良くないと思うので今後精査していく必要がある。
- 実習先として小中学校も対象に含めているが、教員免許がなくても学校教員になれるという誤解が生じないように、留意が必要。また、成人相手の実習を経て登録日本語教員になり、小学校に行きますというのは変なので、その後の研修なども同時に進め、現場で矛盾が出ないようにすべき。
- 教壇実習についてWGでは1コマでもいいのではとの意見があったようだが、1回目の振り返りをする意味でも、2回実施すべき。

養成課程に関すること

- 登録日本語教員養成機関の要件について、課程の期間が3か月や6か月と短いと、実質的な学びが担保できないため、修了期間の要件を設けてはどうか。

3. 日本語教員試験に関すること

試験の実施方法について

- 養成課程修了見込み者も受験可能とする方向で調整中とのことだが、どの時点で見込みを出せるかについては検討すべき。
- 養成課程修了後何年間までを基礎試験免除期間とするか、また、基礎試験には合格したが応用試験は不合格だった場合に、基礎試験の結果を何年間持ち越せるのかについて検討する必要がある。

- 試験の順番や回数が重要だと感じた。試験の回数は多ければ多いほど良いと思うので、応用試験は複数回設定する必要があるのではないか。
- 実施回数については、他の国家試験の例も参考にすべき。また、妥当性信頼性を担保した試験を年に複数回実施できるのかという懸念もあり、必ずしも回数を増やすべきとは思わない。
- 将来的に海外で試験を実施する可能性についても検討すべき。